

静岡大学教育学部附属教育実践総合センター

研究紀要編集規程

- 1 静岡大学教育学部附属教育実践総合センターの研究紀要は、原則として年1回発行する。
- 2 編集はセンター紀要編集委員会があたり、その事務はセンターで行う。センター紀要編集委員会は、センター企画実施委員会内に組織し、企画実施委員が兼任する。センター紀要編集委員会に委員長を置く。委員長はセンター長が務める。
- 3 投稿原稿は、論文もしくは教育実践報告とする。投稿は別に定める投稿規程によるものとする。
- 4 原稿の査読は執筆者名を伏せて行うとともに、種類に応じて以下のとおりとする。
 - (1) 論文の原稿は、編集委員会が指名する査読者による査読を行い、次のいずれかに評価する。
 - A 採録（修正指摘なし）
 - B 採録（修正指摘あり）
 - C 修正のうえ再査読
 - D 採録不可査読結果がDの場合には、編集委員会は、別の査読適任者（第二査読者）を選定し、査読を依頼する。第二査読者もDの場合には掲載不可とする。
査読者の査読結果が採録（A・B）に至るまでやりとりを行う。但し、改稿の回数は2回までとする。2回の改稿を経て採録（A・B）に至らない場合には、今年度版の掲載不可とする。この場合も、改稿により4月末まで受け付け、次回に掲載することが可能である。
 - (2) 教育実践報告の原稿は、編集委員会が指名する査読者による査読を行い、次のいずれかに評価する。
 - A 採録（修正指摘なし）
 - B 採録（修正指摘あり）
 - C 採録不可査読結果がCの場合、編集委員会は別の査読適任者（第二査読者）を選定し、査読を依頼する。第二査読者もCの場合には掲載不可とする。
- 5 上記審査に基づき、編集委員会が掲載の可否を決定する。なお、受理日は掲載可となった日とする。
- 6 校正は執筆者が行い、原則として初校のみとする。
- 7 掲載順序は、受理した順とする。

附則

この規程は、令和4年6月23日から施行する。